

大分県報

令和元年
号外（三〇）
九月二十七日

（金曜日）

目次

規則

大分県収入証紙取扱規則の一部改正……………

○規則

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十号

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を削り、同条第二項中「売りさばき人の」を「条例第五条第一項に規定する売りさばき人の」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第八条第一項を削り、同条第二項中「に証紙代金を添えて知事に提出し」を「を知事に提出し、及び証紙代金を現金又は大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）第三十条第一項に規定する納入通知書により納付し」に改め、同項を同条とする。

第九条第一項中「元売りさばき人には売り渡すべき証紙の券面額の百分の五・四に相当する額を、地方売りさばき人には」を「売りさばき人に対し、」に、「百分の三・二四」を「百分の三・三」に改め、同条第三項を削る。

第十条第一項中「ちよう付して」を「貼付して」に改め、同条第二項中「ちよう付しないで」を「貼付しないで」に、「ちよう付の」を「貼付の」に改める。
第十一条第一項中「はつた」を「貼つた」に改める。

第二号様式中「大分県収入証紙元（地方）売りさばき人」を「大分県収入証紙売りさばき人」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の大分県収入証紙取扱規則（以下「旧規則」という。）第四条第一項の元売りさばき人であった者で、この規則の施行後も大分県収入証紙に関する条例（昭和三十九年大分県条例第二十三号。以下「条例」という。）第五条第一項の売りさばき人であるものが、この規則の施行日前までに旧規則第八条第一項の規定により県から買い受けた証紙を旧規則第八条第一項の地方売りさばき人であった者で、この規則の施行後も条例第五条第一項の売りさばき人であるものに売り渡すときは、当該証紙の券面額からその百分の三・二四に相当する額を差し引いた額で売り渡さなければならない。

令和元年九月二十七日

大分県報号外（規則）